

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
容器包装リサイクル制度に関する拡大審議

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルWG

合 同 会 合

委 員 名 簿

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 容器包装リサイクル制度に関する拡大審議 委員名簿

(敬称略、50音順)

部会長

田中 勝 (岡山大学大学院自然科学研究科教授)

副部会長

武田 信生 (京都大学大学院工学研究科教授)

赤星たみこ (漫画家)

石井 和男 ((社)全国都市清掃会議専務理事)

石井 節 (日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長)

石川 良一 (全国市長会 稲城市長)

岩倉捷之助 (全国牛乳容器環境協議会会長)

植田 和弘 (京都大学大学院経済学研究科教授)

大澤 總弘 (日本製薬団体連合会 P T P 等包装検討部会部会長)

大塚 直 (早稲田大学法学部教授)

岡田 元也 (日本チェーンストア協会環境委員会委員長)

岡部 謙治 (全日本自治団体労働組合中央本部副中央執行委員長)

柿本 善也 (全国知事会 奈良県知事)

木野 正則 (ビール酒造組合容器環境問題担当部会委員)

黒氏 博実 (全国市長会 恵庭市長)

小早川光郎 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

酒井 伸一 (独立行政法人国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター長)

崎田 裕子 (ジャーナリスト・環境カウンセラー)

佐々木 元 ((社)経済同友会地球環境・エネルギー委員会委員長)

猿渡 辰彦 (日本商工会議所環境小委員会委員)

庄子 幹雄 ((社)日本経済団体連合会環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長)

園田真見子 (埼玉エコ・リサイクル連絡会事務局長)

高濱 正博 ((財)食品産業センター専務理事)

筑紫みずえ ((株)グッドバンカー代表取締役)

永田 勝也 (早稲田大学理工学部教授)

新美 育文 (明治大学法学部専任教授)

新宮 昭 ((財)日本容器包装リサイクル協会専務理事)

萩原なつ子 (武蔵工業大学環境情報学部助教授)

長谷川 浩 (大日本印刷(株)包装総合開発センター環境包材対策室長)

服部美佐子 (容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク事務局)

古市 徹 (北海道大学大学院工学研究科教授)

細田 衛士 (慶應義塾大学経済学部長)

松田美夜子 (生活環境評論家)

森 章次 (東洋製罐(株)資材・環境本部環境部長)

山本 和夫 (東京大学環境安全研究センター長)

山本 文男 (全国町村会 福岡県添田町長)

横山 裕道 (淑徳大学国際コミュニケーション学部人間環境学科教授)

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWG 委員名簿

(敬称略、50音順)

座長

郡 篤	孝	同志社大学経済学部教授
池田	政寛	社団法人日本印刷産業連合会常務理事
石井	和男	社団法人全国都市清掃会議専務理事
市川	駿	社団法人日本アパレル産業協会専務理事()
岩倉	捷之助	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長()
岩崎	充利	財団法人食品産業センター理事長
上田	泰行	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
大池	弘一	日本石鹼洗剤工業会理事
岡田	元也	日本チェーンストア協会環境委員会委員長
小川	昇	日本ガラスびん協会前会長
織	朱實	関東学院大学法学部助教授
角田	禮子	主婦連合会副会長
神尾	章	日本プラスチック工業連盟副会長
久保	恵一	監査法人トーマツ代表社員
小山	利夫	東京都環境局廃棄物対策部長()
佐々木	春夫	社団法人日本包装技術協会専務理事()
佐高	嵩	スチール缶リサイクル協会副理事長
佐藤	芳明	財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長()
篠原	徹	日本商工会議所常務理事
辰巳	菊子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
筑紫	勝磨	日本洋酒酒造組合理事
恒田	良明	紙製容器包装リサイクル推進協議会会長()
豊田	保	PETボトル協議会会長
鳥居	圭一	社団法人日本化学工業協会常務理事()
永田	勝也	早稲田大学理工学部教授
永松	恵一	社団法人日本経済団体連合会常務理事
新宮	昭	財団法人日本容器包装リサイクル協会専務理事
西出	徹雄	塩ビ工業・環境協会専務理事
野副	明邑	社団法人日本アルミニウム協会会長
浜口	正己	日本化粧品工業連合会容器包装に関する委員会委員長
平賀	和彦	日本百貨店協会環境委員会委員長
榭井	成夫	読売新聞社論説委員
松尾	正洋	日本放送協会解説委員
松田	美夜子	生活環境評論家
三輪	正明	日本製紙連合会パルプ・古紙部会長
吉田	靖男	社団法人日本貿易会常務理事
寄本	勝美	早稲田大学政治経済学部教授

()はオブザーバー

容器包装リサイクル制度の関係者ヒアリングにおいて提示された意見

容器包装リサイクル法の評価

排出抑制

- ・ 容器包装リサイクル法の施行に伴い、事業者の容器の軽量化、薄肉化等の努力により容器包装廃棄物の減量化が促進されるとともに、そのリサイクルの進展により最終処分場の延命に貢献する等消費者、事業者及び市町村の各関係主体がそれぞれの役割を果たすことにより、循環型社会の形成を促進した。
- ・ 容器包装リサイクル法の施行により、大量生産、大量消費及び大量リサイクルを助長し、結果的には、ごみ全体の排出量は減少しておらず、それに伴い、自治体の財政支出が増加し、社会コスト全体は増加している。
- ・ リターナブル容器の利用は低迷している。
- ・ リターナブル容器の減少は、容器包装リサイクル法の施行によるものではなく、社会的諸条件、ライフスタイル、流通構造の変化等を原因とするものである。

消費者の分別排出及び市町村の分別収集

- ・ 容器包装リサイクル法は、消費者、事業者及び市町村の協力並びに役割分担の下、日本型の拡大生産者責任の効果を実証した。
- ・ 分別収集及び分別排出の重要性等について、消費者の認識が高まり、一定の効果が上がっている。
- ・ 市町村において分別収集による作業量が増え、財政的負担が大きくなっており、プラスチック製容器包装等の分別収集の実施に踏み切れない市町村が多い。

再商品化の促進

- ・ 分別収集によって一般廃棄物であった容器包装廃棄物の資源化が促進された。
- ・ ペットボトルのボトルtoボトルのような新たなリサイクル技術が進展し、循環型社会の形成に貢献した。
- ・ 再商品化については、手法や入札制度等に多くの課題が顕在化している。
- ・ リサイクルはコストを無制限に掛けて行うべきというのではなく、掛ける費用と成果との関係を重視すべきである。

国及び地方公共団体による事業者、消費者等への普及啓発

- ・ 容器包装リサイクル法は、国民が日常的に使用、排出する容器包装を対象としたことにより、国民生活やリサイクルに対する意識に影響を及ぼした。
- ・ 容器包装の識別表示等容器包装リサイクル法に関係することが教科書にも取り上げられ、リサイクルに対する子供や保護者等への認識に貢献した。

容器包装リサイクル制度の見直しについて

- ・ 容器包装リサイクル法の見直しに際しての論点・考え方としては、環境効果、経済効率、実現可能性、環境教育などを考えるべきである。
- ・ 循環型社会形成推進基本法に則り、排出抑制を基本として、リサイクルよりもリユースを優先することを明確に位置付けることが必要である。
- ・ 容器包装リサイクル法の仕組みに要するコストは、最終的に消費者が負担すべきである。
- ・ 再商品化手法の優先順位、再商品化製品の市場形成等について検討し、より効率性の高いシステムを目指すべきである。
- ・ 容器包装リサイクル法の急激な変化は、経済的見地から望ましくなく、できるだけ長期的な見通しが得られるような方針が表明されることが望ましい。
- ・ 容器包装のような場合には、拡大生産者責任という考え方は適用が難しい。なぜならば、事業者は費用負担をすべきではなく、システムの構築などは事業者の責務とは言い難い。
- ・ 容器包装のリサイクルは、資源問題全体からすれば小さな問題と言わざるを得ないが、市民に最も関係するリサイクル制度であり、国のリサイクルに関する姿勢が最も顕著に表れる政策であるという意味で重要である。
- ・ 住民から見て分かりやすい制度とすることが必要である。
- ・ 消費者の意識改革に関して何が出来るか考えるべきである。

個別課題

1 排出抑制及び再使用

リターナブル容器の利用促進

- ・ リターナブル容器は、環境負荷やコスト等を総合的に勘案し対応することが必要である。
- ・ リターナブル容器は、排出抑制、資源の有効利用等の観点から重要なものであり、消費者の意識改革、回収システムの整備等を検討し、その促進

を図るべきである。

- ・ リターナブル容器は、回収システム等の条件が整備されれば、制度として十分に成立する。
- ・ リターナブル容器を学校給食等で積極的に活用していくべきではないか。
- ・ リターナブル容器は、ライフスタイルの変化などにより減少しているものである。リターナブル容器の促進については、容器包装リサイクルの枠組みを大きく超えた取組が必要であり、急激な増加は難しいのではないか。

その他の排出抑制策

- ・ 発生抑制や再使用を促進する仕組みを理念にとどめず、具体的な制度としてごみの排出抑制に取り組むべきである。
- ・ レジ袋の有料化やノーレジ袋デーといった取組を促進すべきではないか。
- ・ 事業者が負担する再商品化に要する費用を製品価格に転嫁するよりも、ごみの有料化の方がごみの減量効果は大きい。

2 分別収集

市町村及び事業者の責任範囲

- ・ 役割・費用の分担は、数字上の均等などで決めるものではなく、容器包装リサイクル法の目的を達成するためには、誰がどの機能・費用を分担すれば最も効率の良いシステムになるかによって決められるべきである。
- ・ 拡大生産者責任の徹底を図り、分別収集から処理までに要する費用について、全て事業者負担とすべきである。
- ・ 市町村の分別収集を通じた税金による不公平な負担を見直すべきである。事業者への費用負担は、製品価格への転嫁を通じて、消費者が負担すべきである。
- ・ 現在、特定事業者に返還している再商品化事業に係る余剰清算金については、分別基準適合物の品質や分別収集の精度の向上等を図る観点から、市町村の分別保管施設等の整備や分別収集に要する費用等に対して助成する等を検討すべきである。
- ・ 分別収集を事業者の責任とすべきである。
- ・ 単純に事業者に負担を負わずのではなく、消費者、事業者及び自治体の責任を定め、社会的総コストの低減に繋がる仕組みを作ることが重要である。
- ・ 市町村の負担が増加したという点に関しては、一方で容器包装リサイクル法によるリサイクルの進展に伴い、最終処分場の延命化等の効果により、

市町村のごみ処理費用の軽減に貢献しており、そういった便益とコストの比較検討が必要である。

- ・ 市町村は、自らの選択によって分別収集を行っており、拡大生産者責任による事業者負担を求める前に、市町村自身がどうすべきかを検討すべきである。
- ・ ペットボトル等の容器包装は、市民生活でどうしても排出されてしまうものであり、生ごみ等と同様で、ある程度は自治体が努力する必要があると考える。
- ・ 仮に、分別収集費用の一部を事業者負担とすることを検討するなら、自治体は自らの収集コストの公開を積極的に行うと同時に、最善の効率を実現している自治体の特定を急ぎ、そのコストを分担するというようなことを検討すべきである。
- ・ 市町村の分別収集は非効率な部分があり、このままで事業者が全額負担することは、非効率性の改善には繋がらず、適当ではない。
- ・ 市町村の清掃事業に関する会計制度の見直しや一般廃棄物処理の民営化等も視野に入れた議論を行うべきである。
- ・ 市町村の分別収集作業は、規模のメリットが働きづらい作業である。
- ・ 役割及び費用負担の見直しの際には、市町村の分別収集費用の合理性の検証、規模の適正性を議論する必要がある。

分別基準適合物の品質向上

- ・ 分別収集された容器包装廃棄物に不適合物の混入が多いものがある。それにより適切な再商品化の実施が困難になっていることもある。
- ・ 分別基準適合物に混入する異物等の品質の問題により、リサイクル率が低くなっているものがある。
- ・ 分別基準適合物を市町村から日本容器包装リサイクル協会に引き渡す際にインセンティブやペナルティ等を課す制度を作る必要がある。

店頭回収や集団回収の位置付け

- ・ 小売店が一生懸命店頭回収をしているが、そういう取組がしっかりと容器包装リサイクル法の中にきちんと入って来るようにした方が良い。
- ・ 消費者の責任として、リサイクルステーションの設置などを通じて、住民による共同での資源回収の取組を促進する必要がある。

その他

- ・ 自治体が、住民に対して容器を洗ったりすることをもっと指導すべきで

ある。

- ・ 自治体の引渡申込数量と実際の引渡数量に乖離があり、特定事業者への精算額の発生や再商品化事業者の経営の圧迫要因等の問題が生じている。
- ・ 分別区分を国が統一的に定めるべきである。

3 再商品化

再商品化手法（特にプラスチック製容器包装）

- ・ 再商品化手法の優先順位や再商品化製品の市場形成について検討し、より効率性の高いシステムを目指していくことが必要である。
- ・ その他プラスチックの再商品化手法は、再商品化製品の品質や経済的価値、利用状況、環境負荷への寄与度、費用対効果等を考慮して見直す必要がある。
- ・ その他プラスチックの再商品化手法については、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクルの最適な割合を明確にすべきである。
- ・ リサイクル不可能なその他プラスチックについては、サーマルリサイクルを認めるべきではないか。
- ・ その他プラスチックのリサイクル残さについて、RPF等の固形燃料等にすするリサイクルも認めていくべきである。
- ・ マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル及びサーマルリサイクルの優先順位を維持すべきである。
- ・ その他プラスチックについては、再商品化製品の汎用用途を拡大させていこうとしている中、長期的観点から、マテリアルリサイクル優先を維持すべきである。

再商品化製品の販路拡大

- ・ 再商品化製品の利用市場の形成を図っていくことが重要である。
- ・ 再商品化製品の販路が小さいガラスびんについては、公共事業における利用拡大、エコロジーボトルの推進、技術開発等への助成、税制優遇措置、グリーン購入法による利用拡大、統一規格びんの導入に対する助成等が必要である。
- ・ 地方自治体の地域内でのリサイクルやリサイクル製品の使用の義務化等、地方自治体の取組が必要である。

再商品化義務量のあり方

- ・ 再商品化計画量や再商品化能力を基に再商品化義務量を算定している現

状では、排出抑制に繋がらないため、生産量や販売量を基に算定すべきである。

- ・ 再商品化義務量の算定における係数の根拠の解説等、透明性の更なる確保を図ることが必要である。

再商品化に適した容器包装の設計、素材選択

- ・ リサイクルに適した単一素材化、容器等の規格の統一を推進すべきである。
- ・ 現行の容器包装リサイクル法では、複合素材のものが重量比で最も大きい素材に分別されることから、異物の混入等の懸念がある。
- ・ 新たな容器を開発した場合には、現行のリサイクル手法との整合性が担保されているかという観点から情報公開を行い、再商品化事業者が評価しない場合には使用しないといったことが必要である。
- ・ 単一素材で複合素材と同様の機能を持たせようとする場合には、肉厚になる等発生抑制に逆行する可能性があるという問題がある。

その他

- ・ 同一の事業者が複数の再商品化施設で異なるリサイクル手法によりリサイクルしている場合には、トラブルに備えて、施設間での分別基準適合物の移動が可能となるようにすべきである。
- ・ 再商品化施設の新增設に係る審査時期については、当該施設の遊休期間を短縮するよう見直すべきである。
- ・ 再商品化製品の生産は、入札によって限界が決まるが、入札を年2回にする等需要に応じて生産できるようにすべきである。
- ・ 再商品化事業者が安心して設備投資ができるよう、制度の安定性及び継続性を考慮すべきである。
- ・ 分別収集と再商品化事業を同一の事業者が行っている場合には、分別収集後に日本容器包装リサイクル協会に引き渡すべール状の分別基準適合物を一時的に製作しなければならない等効率的でないことから、作業負担の軽減のため、分別収集から選別保管、再商品化に至る業務を一貫して行えるようにすべきである。
- ・ 再商品化事業者の経営の安定及び投資の促進のため、委託契約を複数年にすべきである。
- ・ 市町村の独自処理ルートの特レーサビリティの確保が必要である。
- ・ 消費者が商品選択時にそれに含まれているリサイクルコストが見えるようにすべきである。

4 その他

容器包装の範囲

- ・ 容器包装の対象が分かりづらいため、ただ乗り事業者が発生するおそれもあること等から、対象を分かりやすくすべきである。
- ・ クリーニングの袋等サービスに付随する容器包装についても、対象とすべきである。

事業系容器包装廃棄物の取扱

- ・ 同じ容器包装でも排出場所によって扱いが異なるのは消費者には納得ができない。
- ・ 事業系容器包装廃棄物についても、容器包装リサイクル法の対象とすべきである。

紙製容器包装の取扱

- ・ 市町村では紙製容器包装を他の古紙類と分別する必要を感じていないこと、ドイツやフランスでも紙製容器包装を他の紙類と一緒に収集していること等から、紙製容器包装については、再商品化義務の対象から除外すべきである。
- ・ 紙製容器包装のリサイクルは、従来から資源回収を行っている古紙業界に任せることが最も合理的である。

小規模事業者の適用除外

- ・ 小規模事業者についても再商品化義務を課すべきである。
- ・ 小規模事業者も含めた全ての事業者が再商品化費用を負担する制度の構築と運用には、膨大な社会的コストを要する。

ただ乗り事業者対策

- ・ ただ乗り事業者対策は国の責任であり、これを防止する仕組みが不可欠である。
- ・ ただ乗り事業者の再商品化費用についても、正直な特定事業者が負担するのは不合理であり、しかるべき制裁が必要である。

指定法人のあり方

- ・ 日本容器包装リサイクル協会が再資源化ルートを独占している。

容器包装廃棄物の輸出の位置付け

- ・ 廃棄物の輸出については、地球規模で資源の最適循環が達成されれば良いが、一方で環境汚染については注意すべきである。
- ・ 日本の容器包装リサイクルシステムは、安全、衛生及び環境面で安定的に構築されており、中国等へ輸出されているものが日本と同様に適切に処理されているのかどうか疑問がある。

識別表示のあり方

- ・ 現在の識別表示は分かりづらいため、排出区分と識別表示の一致等、市民に分かりやすくすべきである。

普及啓発・環境教育

- ・ L C A 評価等を考慮し、どのような容器包装が環境負荷が低いのか等の情報を国民に提供していく必要がある。
- ・ 容器包装リサイクル法は意外に理解されていないため、国は普及啓発、広報の更なる努力が必要である。
- ・ 適切な分別排出のため、住民への普及啓発をしっかりと行うべきである。
- ・ 環境教育及び消費者教育をもっと強化すべきである。

関係者ヒアリングを踏まえた容器包装リサイクル制度見直しの主な論点

容器包装リサイクル法の評価と見直しの基本的方向

個別課題

- 1 排出抑制及び再使用
 - 排出抑制のために各主体が果たすべき役割
 - リターナブル容器の利用促進
 - その他の排出抑制策
- 2 分別収集
 - 市町村及び事業者の責任範囲
 - 分別基準適合物の品質向上
 - 店頭回収や集団回収の位置付け
- 3 再商品化
 - 再商品化手法（特にプラスチック製容器包装）
 - 再商品化製品の販路拡大
 - 再商品化義務量のあり方
 - 再商品化に適した容器包装の設計、素材選択
- 4 その他
 - 容器包装の範囲
 - 事業系容器包装廃棄物の取扱
 - 紙製容器包装の取扱
 - 小規模事業者の適用除外
 - ただ乗り事業者対策
 - 指定法人のあり方
 - 容器包装廃棄物の輸出の位置付け
 - 識別表示のあり方
 - 普及啓発・環境教育

容器包装リサイクル法の評価と見直しの基本的方向

1 総論

- (1) 容器包装リサイクル法の施行により、消費者における分別排出への努力、市町村における分別収集、特定事業者における再商品化義務の履行に伴う容器包装廃棄物の再商品化は大きく進展し、最終処分量の削減に一定の寄与をした。
また、特定事業者においては、容器の軽量化やリサイクルしやすい設計、素材選択等の努力も行われ、容器包装廃棄物の減量等について一定の成果が得られたところである。
- (2) しかしながら、家庭から排出される容器包装廃棄物の総量については必ずしも十分な減量効果が現われていない。
- (3) さらに、大きく進展したと考えられる容器包装廃棄物の再商品化についても、プラスチック製容器包装等の分別収集を実施していない市町村がなお多く存在する一方、再商品化手法や再商品化製品の市場形成等について更に検討し、より効果的、かつ、効率的な再商品化の実現を目指す必要がある。
- (4) したがって、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、
容器包装廃棄物の更なる排出抑制の推進に資するような方向
容器包装廃棄物の更なる再商品化の推進とともに、より効果的、かつ、効率的な再商品化の実現に資するような方向
を目指すべきではないか。

2 各関係主体の役割

消費者

排出抑制の推進及び分別収集の徹底を図るためにはどのような取組が必要か。

市町村

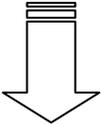
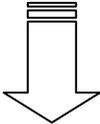
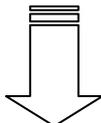
排出抑制の推進並びに分別収集の徹底及び効率化を図るためにはどのような取組が必要か。

事業者

排出抑制の推進並びに再商品化の推進及び効率化を図るためにはどのような取組が必要か。

今後の容器包装リサイクル制度の評価検討のスケジュール

今回の論点整理を踏まえ、両審議会は、それぞれの重点課題などを踏まえ、合同及び個別に審議を実施していく予定。

産業構造審議会 容器包装リサイクルWG	中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会
1月26日(水)午後 合同審議	
2月28日(月) 10:00~12:00 3月17日(木) 14:00~16:00 3月29日(火) 14:00~16:00 <div style="text-align: center;">  < 継続して審議を実施 > </div>	2月24日(木) 9:45~11:45 3月16日(水) 10:00~12:00 3月30日(水) 14:00~16:00 <div style="text-align: center;">  < 継続して審議を実施 > </div>
<u>両審議会の合同審議も適宜実施</u>	
6月頃中間取りまとめ予定	6月頃中間取りまとめ予定
<div style="text-align: center;">  パブリックコメント等も行いながら、秋頃最終とりまとめを行う予定。 </div>	